

エルサレム王国における騎士修道会の発展

——会議・集会の分析を中心に——

櫻 井 康 人

【要約】 西欧封建制との比較史的観点から為されたJ・L・ラモントの考察以降、エルサレム王国史研究は国王・貴族関係の検討を中心に行われた。しかし、慢性的臨戦態勢、恒常的人力不足や一三世紀の国王不在というラテン・シリア特有の状況を鑑みると、依然として国王、貴族関係のみに固執した従来のエルサレム王国史研究では、王国像の正確な把握は不可能であると考えられる。本稿では、広大なヨーロッパ所領を背景にラテン・シリアで最も安定した人力を保持していたテンブル・聖ヨハネ両騎士修道会を考察対象とする。文書史料、年代記史料を再度検討することによって、所領拡大・特権獲得・調停者の役割を背景に、王国末期には、騎士修道会がcuria generalsを政治権力の基盤として、実質的にはエルサレム王国を維持する団体であった、という新たな王国像が導き出されるであろう。

史料 八一巻四号 一九九八年七月

はじめに

一〇九五年一月二七日、クレルモン教会会議後、教皇ウルバヌス二世の呼びかけによって始まった十字軍運動の結果、^①聖地エルサレムを中心に十字軍国家が誕生したことは周知の事実である。その中心であったエルサレム王国は、西欧社会から分離され、ムスリム勢力に囲まれた状況で如何に二〇〇年間も存続し得たのか、というのが筆者が最初に抱いた問題意識である。一般的にエルサレム王国像は、ムスリム等の外部勢力の分裂・統一や数回に渡る十字軍に翻弄される消極的

な国家として描かれがちであった。^②しかし、先の問題を考えるに当たっては、外部勢力の影響を念頭に置きつつも、その存続を支えたエルサレム王国内部の権力構造を把握することが有益かつ必要である。この観点から、エルサレム王国内部構造を研究対象として最初に本格的に扱ったのがラ・モントである。^③

ラ・モントの考察の特徴は、西欧封建制との比較史的観点・法制史的観点・国王と諸勢力の関係の考察、という三点であり、これらは以後のエルサレム王国史研究を国制史中心に方向付け、その考察の論点を決定付けていくことになる。ラ・モントがその考察において最も力点を置いたのが国王と貴族間の、いわゆる封建制度上部構造の、関係である。ラ・モントは国王主催の封建会議であるオート・クールを検討対象とし、結果、ゴドフロワ・ド・ブイヨン以降の選挙による国王選出は国王を支配者ではなく宗主にしていた点や、王国の重大事項は全て貴族がその政治権力の基盤としていたオート・クールで決定されていた点を根拠に、初期カペー朝との類似性を強調し、フランス封建制はエルサレム王国で純粹な形で発展したとする「純粹封建制論」を提唱した。^④この「純粹封建制論」はブロックやランシマンといった研究者に多大な影響を与えた。

この見解は、フラワーやリシャール^⑦らによって批判される。彼らは、先ずラ・モントが史料として依拠したジャン・ディブランの法書そのものに異議を唱える。即ち、ラテン・シリア最有力貴族家系出身のジャン・ディブランによって一二世紀に描かれた王国像は現実を反映していないだろうという点や一二世紀の像を一二世紀には適用できない点を指摘するのである。あくまでも後期エルサレム王国においては貴族権力が強固であったことは認めるものの、その上で、エルサレム王国建国が比較的公権力の強固であったロレーヌ公とその家臣によって成されたこと等を根拠に、少なくとも初期王国では王権が強固であったとする。^⑧フラワーは、王権の弱体化の契機を Assise sur la Ligece の施行とし、そこに貴族権力増大の転換点の存在を認める。フラワーやリシャールの主張する、初期エルサレム王国における王権の強固さは、マイヤーやライリー・スミス^⑩によって修正はされるものの、通説視されるに至った。

しかし、近年、これらの研究はティブルによって根底から否定される。ティブルは、従来の研究が信憑性の低い法書史料や年代記史料を中心にしていたことを指摘した上で、その史料をチャーター等の文書史料に限定し、特に所領状況の調査を基に考察を進めていく。その結果、貴族所領は王国初期より聖職者や騎士修道会にその大半が譲渡・寄進されていたことを明確に示し、結論として王国全期を通じて貴族勢力は脆弱であり、王権が強固であったことを導き出した。^⑬

以上がエルサレム王国国制史研究の概観であるが、全体として大きな問題を含んでいる。ラ・モント以降、各研究者は国王と貴族の関係の考察のみに立脚し、依然として古典的な封建社会の枠組みから脱却していない点である。王国全体の権力構造の把握を試みる際、西欧社会とは異なったエルサレム王国に特有な諸条件、つまり慢性的臨戦態勢・恒常的人力不足、一二二二年のジャン・ド・ブリエンヌ渡欧以降の国王不在状況、ムスリムによる王国領の削減とエルサレム王国貴族のキプロス移住等の状況を鑑みると、従来の国王・貴族関係のみの検討による王国の権力構造の再構成は不可能でありかつ意味を成さないと考えるに難くない。^⑭

王国にとって重要であったと考えられる国王・貴族以外の要素としては、イタリア諸都市・キプロス王国・騎士修道会・ブルジョワ（ラテン・シリア在住の西欧人の総称）・教会聖職者等が挙げられよう。エルサレム王国史が国制史を中心としたものである一方、これらの各勢力を考察対象とした研究も充実しつつある。^⑮しかし、それらは未だ個別研究の域を出ることはなく、従来のエルサレム王国国制史研究との有機的な関連を試みた考察の必要を感じさせる。

上に列挙した諸勢力の中でも、王国の維持・防衛という点から見ると、聖地国家に本部を置き、その全ヨーロッパに広がる広大なネットワークを背景に、ラテン・シリアにおいて相対的に最も安定した人力（軍事力）・経済力を保持していたテンブル騎士修道会・聖ヨハネ騎士修道会が王国の存亡に関わる要素として最重要であると考えられる。従って、騎士修道会とエルサレム王国国政との関係とそこにおける役割の考察は最も重要な検討事項の一つであることが容易に導かれる。従来の研究においても騎士修道会のラテン・シリアにおける重要性は指摘されつつも、騎士修道会はいくまでも独立要素

であるという暗黙の前提条件のためか、軍事面での活動以外に騎士修道会とエルサレム王国との関連を検討した研究は殆ど為されていない。^⑪ 唯一、騎士修道会の政治的側面に焦点を当てたのはライリー・スミスであるが、後で述べる様に、そこにおいても明確な結論は提示されていないのである。

そこで、本稿ではエルサレム王国の権力構造とテンプル・聖ヨハネ両騎士修道会との関連を考察対象とし、騎士修道会が王国の国政に関わっていたのか、関わっていたとしたら、何時、如何なる面で、如何に関わっていたのか、ということについての検討を試みたい。

- ① ルネ・グルッセ（橋口倫介訳）『十字軍』、白水社、一九五四年、一—一三〇頁、では、教皇アレクサンデル二世の呼びかけに応じたエフル・ド・ルーシーのアラゴン侵攻（一〇六三—六五年）等も十字軍と捉えているが、本稿では教皇ウルバヌス二世の演説を十字軍の出発点とする。尚、ウルバヌスの演説に関しては、八塚春児「第一回十字軍の召集（一）」『第一回十字軍の召集（五）』『桃山歴史・地理』一九一三号、等を参照。
- ② 主なものとしては Dochu, G., *Histoire des Institutions Monarchiques dans le Royaume Latin de Jérusalem*, Paris, 1894; Röhricht, R., *Geschichte des Königreichs Jerusalem, 1100-1291*, Innsbruck, 1898; Conder, C. R., *The Latin Kingdom of Jerusalem, 1099 to 1291* A. D., London, 1897, 等。
- ③ La Monte, J. L., *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1291*, Cambridge, 1932. (以下『Feudal Monarchyと略』)
- ④ そもそも「エルサレム王国において、フランス封建制が純粋に、理想の形で発展した」ことを提唱したのは、Grandclaude, M., *Étude critique sur les Livres des Assises de Jérusalem*, Paris, 1923, であるが、史料
- ⑤ Bloch, M., *La société féodale*, tome 2, Paris, 1939, p. 289.
- ⑥ Runciman, S., *A History of the Crusades*, vol 2, Cambridge, 1953.
- ⑦ Prætor, J., "Les premiers temps de la féodalité dans le royaume latin de Jérusalem: une reconsideration", *Revue d'histoire du droit*, XXII, 1954, pp. 401-424; -id., "La noblesse et le régime féodal du royaume latin de Jérusalem", *Moyen-Âge*, XXV, 1959, pp. 41-74. 等参照。
- ⑧ Richard, J., "Pairie d'Orient latin. Les quatre baronnies des royaumes de Jérusalem et de Cypré", *Revue historique de droit français et étranger*, sér 4, XXVIII, 1950, pp. 67-88; -id., *Le royaume latin de Jérusalem*, Paris, 1953, 等参照。
- ⑨ リンシャルは「エルサレム国王権が強固であった理由として、他はゴドフロワ時代の教会からの自立を挙げているが、根拠が不十分である」。
- ⑩ 八塚春児「エルサレム王国国制史研究の諸問題」『桃山歴史地理』一六一—七合併号、一九八〇年、二二—二三頁、で「[Assise sur

la ligece 等] シェン領主ジエハールが法廷での裁判なしに家臣から封を没収した事件に際してアモリー一世が発した法令であり、全陪臣が国王に臣従 homage lige をなすこと、及び法廷での裁判なしに所領を没収できることの二点を骨子とする」ことであるが、Riley-Smith, J., "The Assise Sur La Ligece and the Commun of Acre", *Traditio* XXVII, 1971, pp. 179-204. (以下「The Assise」を略) 以下「ジエハール・エ・シエン等」はボードワン三世であり、Assise sur la Ligece の立法化はアモリーの時であることとする。Riley-Smith は Assise sur la Ligece は①王権の強化②各領主の裁判権の弱体化③王権による二面性(有利・不利)を持つもの④貴族権力の強化と受け方など四つの解釈が可能となることを述べた。

- ⑪ Mayer, H. E., *The Crusades*, Oxford, 1977, pp. 58-92, pp. 107-136. は王権弱体化の時期を修正する。メイヤーによると、ボードワン一世とエルサレム総大司教アルヌルフスの対立(一一一五年)やボードワン二世のマンティオキア侵攻に対する貴族層の反対(一一二〇年)等を契機に王権の弱体化傾向が見られ、ボードワン三世時には国王の経済的困窮がその政治的権限を完全に弱めたことが示されている。

- ⑫ Riley-Smith, J., "The Assise", in: *The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973. (以下「Feudal Nobility」を略) 以下「Assise sur la Ligece」が殆ど機能しなかった事を史料から明らかにし、それを根拠に一二世紀に貴族によって描かれた王国像は「ドリームランド」にすぎないとする。しかし、法書史料への疑問は投じたものの、ライリー・スミスの王権と貴族権力の考察はボードワンのもと大幅には変わらなうものがある。

- ⑬ Tittle, S., *Monarchy and the Lordships in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1099-1291*, Oxford, 1989. (以下「Monarchy and Lordships」を略)。

- ⑭ *ibid.*, pp. 5-98. ティッブルは王権の強固さを主張するに当たって、貴族の所領基盤の脆弱さと共に、貴族領の王領復帰・新貴族の創造・王領保持・貴族への制限という四つの国王の権力基盤について考察を行っている。

- ⑮ 国主・貴族以外の要素の重要性は、Cahen, C., "La Féodalité et les institutions politiques de l'orient latin", *Orient et Occident nel Medioevo (Accademia nazionale dei Lincei, Fondazione Alessandro Volta xxi Convegno 'Volta')*, Roma, 1959, pp. 167-191.; 八坂春児「エルサレム王国国制史研究の諸問題」二六頁、等も指摘されているが、その本格的な考察は為されていない。

- ⑯ 例えば「イタリア諸都市のラナン・シリマの活動に関し」は Jacoby, D., "L'expansion occidentale dans le Levant: les Vénitiens à Acre dans la seconde moitié du treizième siècle", *Journal of Medieval History*, III, 1977, pp. 225-264. 等、キプロス王国に関しは Edbury, P., *The Kingdom of Cyprus and the Crusades, 1191-1374*, Cambridge, 1991. (以下「The Kingdom of Cyprus」を略) 等、騎士修道士に関しは Riley-Smith, *The Knights of St John in Jerusalem and Cyprus, c. 1050-1310*, London, 1967. (以下「The Knights」を略) 等、ブルジョア勢力に関しは Praver, *Estates, Communities and the Constitution of Latin Kingdom*, Jerusalem, 1966. 等、教会聖職者に関しは Hamilitin, B., *The Latin Church in the Crusader States*, London, 1980. 等が挙げられる。

- ⑰ La Monte, *Feudal Monarchy*, pp. 185-242. 以下「騎士修道会がゆへにエルサレム王国国政に関与しうと独断団体となつた」等、また「

Prayer, *The Latin Kingdom of Jerusalem*, London, 1972, p. 279. (以下、*Latin Kingdom* と略) では「騎士修道会は決して政治権力を有することなく調停者以上の役割を担わなかった」とし、その根拠に「教皇庁との密接な結合」を挙げているが明確なものではない。この点で特筆すべきは、Riley-Smith, *The Knights* における 'War Council' な

る会議の存在の明示とそこへの騎士修道会の参加の確認である。しかし、そこにおける騎士修道会の政治的役割については何ら考察が成されていない。尚、'War Council' については本稿第四章で詳しく言及したい。

第一章 所領の拡大と条約締結権

一一一八年、フランドル出身の一介の騎士ユーグ・ド・パンヤンと八人の仲間によって巡礼者保護を目的とした新修道会が結成された。この修道会はエルサレム国王ボードワン二世やエルサレム総大司教に認可され、国王よりソロモン神殿 (Templum Salomonis) を活動拠点として与えられた事にその名を由来し、テンプル騎士修道会と総称されるようになった。一一二八年、トロワ教会会議での教皇による承認や、クレルヴォーの聖ベルナルドゥスの支援により、その新修道会は目覚ましく所領拡大や諸特権獲得を行っていく。^①

一方、聖ヨハネ騎士修道会は、一一世紀半ばに巡礼者の保護を行っていたナポリのアマルフィ商人の団体に起源を持ち、その後ベネディクト修道会士の手に乗ねられ、一一一三年には教皇パスカリス二世により修道院として承認される。^② この修道会の「騎士修道会」転身に関しては諸説があるが、恐らくは巡礼者の保護という役割の延長とテンプル騎士修道会の影響によって、一一二〇年代半ばには騎士修道会への変貌を遂げていたであろうと思われる。^③

ラテンシリアの現実が生んだ二つの騎士修道会は、たちまち有力者にとってアトラクティブな存在となり、先ず所領特権の獲得という点で発展を遂げていくこととなった。

ラテンシリアにおいては、軍事経済上の重要拠点である城塞が基本単位となって所領が形成されており、従って所領の拡大は軍事経済規模の拡大と直結して考えられる面を持っている。また、聖地防衛を主たる目的とするエルサレム王

表1 聖ヨハネ騎士修道会の所領獲得状況

西 暦	譲渡者 形 態	城 塞			その他		
		国 王	貴 族	その他	国 王	貴 族	その他
1099～1118	譲 渡	3	8	1	10	17	7
	売 却	0	0	0	0	0	0
1119～1143	譲 渡	3	19	1	3	25	18
	売 却	0	0	0	0	0	0
1144～1174	譲 渡	21	75	6	11	74	0
	売 却	3	46	2	6	37	10
1175～1259	譲 渡	2	13	0	10	20	7
	売 却	1	62	23	1	20	15
1260～1291	譲 渡	0	6	0	2	7	3
	売 却	0	12	2	0	6	2

表2 アンティオキア公領・トリポリ伯領での所領獲得件数

	アンティオキア・トリポリ	エルサレム王国
1110年まで	0	46
1110年代	4	0
1120年代	5	11
1130年代	18	18

表1, 2は *Regesta*; *Regesta Add*; Willemi.; “Continuation de Guillaume de Tyr”, in *RHC occidentaux*2; Gestes.; Jaques de Vitry.; Annales.; Ibn ‘Abd Az-Zahir.; “Chartes”, in *RHC roi* 1.; “Trois Chartes du XII^e Siècle Concernant L’Ordre de St. Jean de Jérusalem”, in *AOL* tome 1.; “Inventaire de pièces de Terre Sainte de l’ordre de l’Hopital”, in *ROL* tome 3.; “Chartes de Terre Sainte”, *ROL* tome 11. より作成。

表3 王国領での騎士修道会領の割合

年	騎士修道会所領 (%)
c.1100-1113	10.5
1123-c.1149	24.2
c.1154-1168	42.8
1174-1189/91	55.3
1193-1213	68.5
1229-1241	69.5
1249-1264	74.3

Tibbels, *Monarchy and Lordships*, p. 135 より。

国において、所領の拡大は政治的發展をも促したのではないか、との仮定を可能にする。この点を念頭に置き、本章では、騎士修道会の政治的發展を考察する背景として、その所領・特権に関する検討を試みたい。

第一節 ラテン・シリアにおける所領の拡大

ラテン・シリアにおける所領状況を本格的に分析した研究には幾つかあるが、先に触れたティブルの研究が最も詳細かつ重要なものとして位置付けられる。しかし、ティブルの考察対象はあくまでも国王貴族関係の枠組みを超えたものではないため、その提示するデータからは騎士修道会の重要性が暗示されるものの、本論においては騎士修道会については殆ど触れられていない。そこで、本節では視点を騎士修道会に据えてラテン・シリアの所領状況の再検討を行いたい（表¹）^⑤。

史料より確認される、聖ヨハネ修道会への城塞譲渡の初例は、修道院に承認される以前のゴドフロワ時である。この時エルサレム内の *Hessilia* 城が譲渡された^⑥。また、次王ボードワン一世時には五つの城塞の所有が確認され、既に聖ヨハネ修道会の前身団体が、ラテン・シリアの有力者の関心を集めていたことが理解される。この背景には、エルサレム攻防時の、聖ヨハネ騎士修道会初代総長とされるジェラルルの伝説的な活躍等^⑧があつたであろうが、その巡礼者保護や病院の役割が、ラテン・シリアの必要に合致したためであろう。

ボードワン二世時にテンブル騎士修道会が設立し、聖ヨハネ修道会が騎士修道会化すると、その軍事的役割が認識され始め、それと共にその所領獲得状況にも変化が生じる。エルサレム王国内の各都市内の城塞や住居等の獲得により、各地でその基盤を形成していくと共に、北方のアンティオキア公領やトリポリ伯領内での城塞の入手が顕著となっていく（表²）。よりムスリム勢力の攻撃を受けやすい北方諸侯領内での所領拡大は、騎士修道会の軍事的重要性が既に認識され、しかもその役割が大きかったことを端的に示す。また、南方においても同様のことが確認される。中でも、ボードワン二

世によるテンブル騎士修道会へのガザの譲渡^⑧や一一三六年のフルク・ダンジューによる聖ヨハネ騎士修道会へのジブランの譲渡等はその好例である。また、一一四六年、アスカロンの住民による聖ヨハネ騎士修道会への城塞の譲渡は、その補修と保護を条件としたものであり、このことは騎士修道会の軍事的・経済的發展を伺わせる事例の一つであると言える。

一二世紀半ば迄は、あくまでも譲渡という形態で所領を拡大していた騎士修道会であるが、ボードワン三世統治末期からアモリー一世期にかけて、その形態が売却に転換していく。騎士修道会への所領の売却と思われるものはフルクの時代から見られるものの、明確な形で初の売却例は一一六三年、ギョーム・ド・マルクレアがトルトサ内の *Neuchâtel* 城を聖ヨハネ騎士修道会へ一四〇〇ビザンツで売却した例である。この傾向は以後続き、ボードワン四世時には、聖ヨハネ騎士修道会が獲得する所領の実に九割が売却という形態をとっているのである。また、それまで確認された住居などの譲渡が相対的に減少していることも確認される。この背景として、ヌール・エッディーンやサラディンによるムスリム勢力の統一とラテン・シリアへの侵攻とそれに関連した貴族勢力、ひいてはエルサレム王国そのものの弱体化等が最も大きな要因であろうが、同時に騎士修道会の軍事・経済發展がエルサレム王国において成熟していたことが挙げられよう。以後王国領の削減と共に、相対的に騎士修道会の軍事・経済的重要性が増していく。そして一二六〇年以降、マムルーク朝スルトানেরバイバルスによる侵入が激化する王国末期には、アルスール、シドンなどの有力貴族所領が一括売却されるまでになる。アルスールの一括売却については、ライリースミスやティブルの見解があるが、共に貴族に焦点を当てたものである。^⑦しかし、視点を変えてみると、最有力貴族所領の一つであったアルスールさえも騎士修道会に委ねなければならぬ現状があり、このことはエルサレム王国領が騎士修道会に軍事的・経済的面で支えられていた現実を端的に示すものである。ムスリムの侵入による所領の削減奪回の烈しい末期エルサレム王国における騎士修道会領の相対的な割合は確定できないものの、ティブルの調査によると、王国末期には実に王国領の八割が騎士修道会領であったことが分かる（表3）。先述のように、ティブルの調査の目的が貴族層の弱体さを示すことであったため、その騎士修道会との関連につい

ては言及されず、また国王所領についての調査は為されていない。しかし、王国末期になっていくと共に王国領は削減されていくのに対し、騎士修道会への所領の譲渡・売却が引き続き行われていくことから、所領の点から見ると、「エルサレム王国領Ⅱ騎士修道会領」という構図に限りなく接近していた、との想定を可能にするのである。

末期エルサレム王国に見られる騎士修道会の所領獲得形態での大きな特徴のもう一つに、ムスリムとの条約による獲得（奪回・交換）^⑩がある。これは、騎士修道会の外交面における発展を示唆するが、この点については次節で検討を行いたい。

第二節 条約締結権

その設立当初から騎士修道会は様々な特権を与えられている。中でも、種々の免税特権^⑪やその獲得所領での諸義務の免除^⑫はその経済基盤の安定を促したであろう。諸特権の中で、最も騎士修道会の軍事・政治的發展にとって重要であったと考えられるのが条約締結権である。慢性的臨戦態勢・恒常的人力不足といった状況下にあるラテン・シリアにおいて、ある勢力・団体が単独で外敵と条約を締結し得るということは、それが王国の対外政策そのものに与える影響は決して小さくなかったであろう、と考えられるからである。条約締結権が明確な形の特権として認識されていたかどうかは、史料からは確認できない。マイヤーによると、一三世紀に王国のコンスタブル職に就任していたヤッファ伯ジャン・ディブランが貴族では例外的に条約締結権を有していたこと、またその特権は他に騎士修道会のみが有していたこと、が記されている。^⑬また、ラモントも騎士修道会の条約締結権について若干の言及をしており、条約締結権を特権の一つとして扱うことに問題は無からう。が、ラ・モントやマイヤーは、単に騎士修道会が条約締結権を有していたことを示すに過ぎない。そこで、本節では騎士修道会の条約締結権の変遷やそのエルサレム王国の外交政策への影響等に留意して考察を行いたい。

上記の様に、条約締結権がいつ騎士修道会に与えられたかは史料より確認することはできない。後述するが、王国前期

において、王国とムスリムの条約締結の際、騎士修道会総長が列席していた事が多く確認され、ムスリム側には騎士修道会が王国代表の一つとして捉えられている例もあるが、その際の役割は定かではない。

史料から確認される、騎士修道会が単独でムスリム勢力と条約を締結する初例は、一二二四／五年のことである。アレップのスルタン、マリクアルアーディルとエルサレム王国との間に休戦条約が結ばれたものの、聖ヨハネ騎士修道会は独自に結んだ休戦条約の期限が切れたためにハマーの町を攻撃し、その結果アレップとエルサレム王国の間で戦闘が開始される。このことは、ムスリムと単独に条約を締結する特権は、場合によっては王国の存在を左右する程重要なものであったことを物語っている。また、この出来事はエルサレム国王ジャンドブリエンヌの渡欧（一二三三年）以降の国王不在期での出来事である点も興味深く、軍事的統率者たる国王不在が一因となって騎士修道会に条約締結権が付与されたのではないか、という推測を可能にする。一二三三年に聖ヨハネ騎士修道会がハマーのスルタンと休戦条約を締結した際、テンブル騎士修道会総長・キプロス王国の騎士達・バイルート伯ジャンディブラン達は協議の結果、聖ヨハネ騎士修道会に続きハマーと休戦条約を結ぶことになる。この事例も、騎士修道会の条約が王国に影響を与えることを示すものであるが、一二四〇年のテンブル騎士修道会と聖ヨハネ騎士修道会がそれぞれエジプトのスルタンと休戦条約を締結した事例、同年のテンブル騎士修道会とダマスクスのスルタン、サラーフとの休戦条約、一二五〇年のアレップのスルタンとテンブル・聖ヨハネ両騎士修道会との休戦条約、等の例と同様、あくまでも騎士修道会単独の条約であったと思われる。また、上述の様に、騎士修道会総長がエルサレム王国とムスリムとの条約締結に列席する例が幾つかあるが、この事は騎士修道会が外交面におけるその役割を発展させていたことを示すものである。

しかし、一二六〇年にエジプトのスルタンになったバイバルスがラテンシリアへの侵入を激化させると、騎士修道会の条約締結権にも変化が見られる。一二六三年、アッコンに侵入してきたバイバルスはアッコン政府ではなくテンブル・聖ヨハネ両騎士修道会と条約を結び、ラテン・シリアの安全を保証する。また、同様の事が一二六七年にも行われる。一

二八二年の、スルタン、カラウーンとテンプル騎士修道会総長ギョーム・ド・ボージョウの間の条約もこの一例となる。^③中でも、最も象徴的であるのは、一二八三年のアッコン政府とカラウーンとの和約である。カラウーン側の代表者はワジールのファドであり、一方アッコン政府側の代表者はテンプル騎士修道会総長ギョームと一人のテンプル修道会士、聖ヨハネ騎士修道会総長ニコル・ロ・ローニュと一人の聖ヨハネ修道会士、王国セネシャルであるオドと二人の騎士であった。^④この条約自体は、本節で扱っている条約締結権の範疇に含まれないものであるが、王国内外で騎士修道会総長がアッコン政府の代表者として認識されていた、と考えられる。この時点までにエルサレム王国の条約と騎士修道会の条約の区別が曖昧になり、同一視されるに至ったと想定できる。又、このことは王国末期には騎士修道会が外交面において政治権力を王国の代表者として行使していたことを示す、とも言えよう。

以上、本章では騎士修道会に付与されたもの、即ち所領・特権（条約締結権）についての検討を試みたが、簡単にまとめておきたい。騎士修道会は、その設立直後から所領を拡大し、諸特権が付与されてきた。一二世紀中頃までに軍事・経済基盤が確立されていくと、以後売却という形態によってその所領を拡大していく。この傾向は以後も続き、王国末期には王国領の殆どが騎士修道会の手中に収まっていくこととなる。一方特権に関しても、一三世紀、恐らくは国王不在の状況下で獲得した条約締結権は、騎士修道会の外交面での発展を促進し、王国末期には王国の外交を一手に担っていたと考えられる。この背景として、エルサレム王国においては外交が軍事と結び付き易い状況にあったこと、一三世紀の国王不在、一三世紀半ば以降の貴族間の闘争と貴族のキプロス移住等^⑤が考えられる。いずれにせよ、騎士修道会の所領の拡大と外交面での発展は、王国内政面での政治的権力に大きく関わっていたことを容易に想起させる。特に、国王不在状況の一三世紀には、騎士修道会の役割にも何らかの変化が生じたであろうと考えるのは自然であり、従来の見解による騎士修道会の政治的役割に対し再検討の必要が感じられる。

- ① テンプル騎士修道会設立の背景に関しては、*The Rule of the Templars*, ed. Upton-Ward, The Boydell Press, 1992, pp. 1-5; 橋口倫介「十字軍騎士団」講談社学術文庫 一九九四年 四六―六三頁、等参照。
- ② 聖ヨハネ騎士修道会の起源については、例として「De prima institutione hospitaliorum」, in *Raculi des Historiens Croisades occidentaux*, 4巻 (以下 *RHC occ.* 巻) pp. 401-404. については「十二年のクラクレンマス密使」, “Tractatus de exordio sacrae domus hospitalis ierosolimitani”, in *RHC occ.*, pp. 405-412. 等についてはカエサル時にその起源があった事が記されているが、一般的には Willemi Tyrensis Archiepiscopi, “Historia rerum”, in *RHC occ.* 1-1, 1-2, (以下 Willemi 巻) に記されているのが通説とされている。
- ③ Migne, J.-P., *Patorlogiae Cursus Completus*, CLXIII, Paschalis II Papae Epistolae et Plevilegia, CCCLVII, Paris, 1893.
- ④ 聖ヨハネ修道会の「騎士修道会化」に関しては、研究者の間に統一の見解は見られない。例として Richard, *The Latin Kingdom of Jerusalem*, vol. A, Amsterdam, 1979, p. 111. によれば「聖ヨハネ修道会がセント・スタール職が確認された一三二六年にまで」Forey, A., “The militarisation of the Hospital of St. John”, *Studia Monastica*, XXVI, 1984, pp. 75-89. では聖ヨハネ修道会に頻繁に城塞が譲渡される一三〇年代半ばだとしている。また「騎士修道会化」への影響に関しては、テンンプル騎士修道会の影響「スペイン人修道士の影響」Riley-Smith, *The Knights*, pp. 51-59. に主張される終結活動の延長は「聖ヨハネ修道会内に「騎士修道会」意識が芽生えた時期であり、」の点では *Regesta Regni Hierosolymitani, 1097-1291*, comp.,
- Röhricht, R., Innsbruck, 1893, (以下 *Regesta 巻*) 98. から確認されるように「一三二一年」或るは *Regesta*, 105; *Regesta*, 108. から確認されるように「一三二五年」には確実に「修道院長を指す用語として magister」という称号が用いられていることから、早くとも「一三二一年」遅くとも「一三二五年」までには、聖ヨハネ修道会が「騎士修道会」意識を持つようになったと考えられる。
- ⑤ ラテン・シリアでの騎士修道会の所領獲得状況を確認する際、大きな問題が存在する。それは、テンンプル騎士修道会に関する史料の損失である。従って、本稿ではテンンプル騎士修道会に関する考察は除外せざるを得なかった。尚、テンンプル騎士修道会の所領について、例えば「Prayer, *The Latin Kingdom of Jerusalem*, p. 260. では聖ヨハネ騎士修道会の慈善活動の側面から、その所領の多くはテンンプル騎士修道会を二回づつたて板定している。
- ⑥ *Regesta*, 57.
- ⑦ *Regesta*, 57.
- ⑧ Willemi, Lib 7, Cap 3, “L’Esoire de Eracles Empereur”, in *RHC occ.* 2, (以下 Eracles 巻) Liv 7, Chap 23.
- ⑨ Jacques de Vitry, *L’Historia Orientalis*, éd., Brindant, C., Paris, 1986, Liv 40.
- ⑩ Willemi, Lib 14, Cap 22; Eracles, Liv 14, Chap 22.
- ⑪ Willemi, Lib 17, Cap 12; Eracles, Liv 17, Chap 22.
- ⑫ 例として *Regesta*, 159. & *Regesta Regni Hierosolymitani, Additamentum, 1097-1291*, comp., Röhricht, R., Innsbruck, 1904, (以下 *Regesta Add.* 巻) 162^b.
- ⑬ *Regesta*, 378.
- ⑭ Tibble, *Monarchy and Lordships*, pp. 186-188. 等参照。

- ②⑩ *Regesta*, 1302.; *Regesta*, 1313.; *Regesta Add* 1313a.; "Annales de Terre Sainte" (以下 *Annales* と記す), éd. Rohricht, R., in *Archives de l'Orient Latin*, tome 2, (以下 *AOL* と記す) B. 1261.
- ②⑪ *Regesta*, 1257.; "Les Gestes Chiprois", *RHC Document Armenie* 1, Lib 3, 260. (以下 *Gestes* と記す)
- ②⑫ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, pp. 215-228. 以下「荘園制や領土をめぐって状況が違ふとアンヌール領土の弱体化・困窮化を主張したのだから」Tibble, *Monarchy*, pp. 169-185. 以下「荘園制するが領土はそれの所領を維持し得たところからその領主権の強固さを主張し、ライリー・スミスの見解を否定している」。
- ②⑬ *ibid*, pp. 169-185. 以下特に「カエサルやガリラヤ公領について」の考察を記している。
- ②⑭ *Regesta*, 1450.; *Regesta*, 1508. 等。王国末期に「テンブル騎士修道会が」アンヌール勢力との条約により約一四〇年の城塞や土地等を獲得しつつある。
- ②⑮ 例として「カエサル大司教領区区」の十分の一税免除 (*Regesta*, 65.)「ナザレ大教領区」の十分の一税免除 (*Regesta*, 106.) キンセンの領地免除・水利権 (*Regesta*, 74.) 等。
- ②⑯ 騎士修道会に譲渡・売却された封土は原則的に封建義務から免除されている一方、その所領内において封建領主として認められていた「Riley-Smith, *The Knights*, pp. 423-469.」
- ②⑰ Mayer, "Iblin versus Iblin : The struggle for the regency of Jerusalem, 1253-1258", (以下「Iblin」と記す), *Proceeding of the American Philological Society* (以下「PAPS」と記す), CXXII, 1978, pp. 25-57.
- ②⑱ La Monte, *Feudal Monarchy*, pp. 217-225.
- ②⑲ Salah Ed-Din, "La Vie du Sultan Youssef", in *RHC Orientaux* 3,

- p. 234. '1191年'サラティンは和平を結ぶためにイングランド国王リチャード一世に、また別に聖地アンヌ騎士修道会に使者を送っている。
- ②⑳ Makrizi, "Histoire d'Egypte", in *Revue de l'Orient Latin*, tome 6, 8, 9, 11, (以下 *ROL* と記す) pp. 134-135.
- ②㉑ Eracles, Liv 33, Chap 38, 39.
- ②㉒ Eracles, Liv 33, Chap 49.
- ②㉓ *Annales*, A. 1240.
- ②㉔ Kamal-Ad-Din, "L'histoire d'Alep", in *ROL*, tome 4, 5, 6, p. 79.
- ②㉕ 例として「チボー伯とジブールのスルタンとの条約(一一三六年)」の際に列席するテンブル騎士修道会総長に關しては Eracles, Liv 33, Chap 44.「リチャード・オブ・コーンウォールとジブールのスルタンとの条約(一一四〇年)」の際に列席するテンブル騎士修道会領主に關しては *Gestes*, Liv 2, 219.「シムフロンド・カルジヤンとダマスカスのスルタンとの条約(一一四四年)」の際に列席するテンブル騎士修道会総長に關しては *Gestes*, Liv 3, 325. 参照。
- ②㉖ Eracles, Liv 34, Chap 4.
- ②㉗ Eracles, Liv 34, Chap 10.
- ②㉘ *Regesta*, 1447.; Ibn 'Abd Az-Zahir, Tashrif, in *Arab Historians of the Crusades*, ed, Gabrieli, F., trans, Costello, E. J., London, 1969, p. 323.
- ②㉙ *Regesta*, 1450.; Ibn 'Abd Az-Zahir, Tashrif, pp. 329-330. 以下「条約」を知らしめて Holt, P. M., "Qalawun's treaty with Acre in 1283", *English Historical Review*, XCII, 1976, pp. 802-812. 参照。
- ②㉚ 一一三〇年代のアンヌール家の闘争に關しては Mayer, "Iblin", 参照。貴族層のキトロス移住に關しては Edbury, *The Kingdom of Cyprus*, pp. 1-100.

第二章 有力者との関係に見る政治的役割の展開

一般的に、騎士修道会はあくまでも教皇直属の独立団体と考えられており何ら政治的権力を持つものではないとされてきた。^① そのオート・クル参加に関しても、それはオブザーバーとしての参加であり、国政に関与しないものであると否定的に捉えられてきた。その中で、唯一、ライリー・スミスのみが騎士修道会のエルサレム王国国政への関与を指摘している。彼によると、騎士修道会は軍事的重要性の増大からアドバイザーとしての役割を發展させ、またギー・ド・リュジニャンとコッラード・デル・モンフェラートの闘争によって、政治的アドバイザーとしての役割を發展させたとされる。^② 一方で、あくまでも教皇直属であった点等を理由にアドバイザーとしての役割以上を担わなかったと想定している。^③ しかし、その史料の根拠は明確ではなく、分析も曖昧である。

ここで、前章で確認した、騎士修道会の外交面での権力の行使や、特に一三世紀の国王不在・貴族層のキプロス移住という状況を鑑みると、その役割に何らかの変化發展がみられるのではないかと推測するに難くない。そこで本章においては、騎士修道会の政治的役割の展開を考察するため、先ずはラテンシアの有力者（特に国王）と騎士修道会の関係を軸にして確認したい。

第一節 前期エルサレム王国：アドバイザーとしての役割の確立

テンプル騎士修道会総長ユーグがその設立に当たってエルサレム国王、エルサレム総大司教に感激をもつて迎えられた事は先述の通りであるが、特にエルサレム国王との関係は一種の主従関係の様なものであったと考えられる。^④ このことは、そもそもユーグが一介の騎士出身であった点を考慮すると理解されやすい。また、一一二五年の国王チャーターの副署人リストにユーグの名が見られることから、その密な関係を伺うことができる。^⑤ 一方、聖ヨハネ騎士修道会も同年の国王チ

ヤーターからその名を確認できるが、その国王との関係を示す事例は史料中には見られない。

しかし、一一六八年のアモーリー一世のエジプト遠征に関する記述から、当時の国王と騎士修道会の関係を理解することができると言える。この時、聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベル・アセーユはアモーリーにエジプト遠征を勧め、またテンブル騎士修道会総長はそれについて否定的見解を述べている。結果、アモーリーはエジプト遠征を敢行するが、ここで重要であるのは、両騎士修道会が国王にとって重要な軍事アドバイザーの役割を担っていたことである。その背景には当然、既に騎士修道会がラテンシリアでの大きな軍事勢力になっていたことがあるであろう。

その後、両騎士修道会の役割は、王国内外の問題、即ちサラディンによるムスリム勢力の統一とラテン・シリア攻撃やボードワン四世以降の国王位・摂政位を巡る対立^⑧の影響により発展を見せる。ボードワン四世時より、次期国王位継承者ボードワン五世の摂政権を巡るトリポリ伯レーモン三世とボードワン四世の義兄ギーとの対立は、エルサレム王国内の勢力を二分するものであった。レーモン側にはエルサレム王国の大半のバロンがつき、ギー側にはエルサレム総大司教、テンブル聖ヨハネ両騎士修道会と若干のバロンがついた。折しも、サラディンのエルサレム王国の侵入が激化する中、幼王ボードワン五世が死去し、この対立は摂政位を巡るものから国王位を巡るものへと転換した。結果的に、ギーが国王位に就いたことから、その後ろ盾となった者達、中でもエルサレム総大司教と騎士修道会の勢力は相当のものであったことを認識させる。また、一一八七年、未だ対立状態にあったレーモンとの和解に関して、エルサレム総大司教エラクリウス、テンブル騎士修道会総長ジェラル・ド・リドフォール、聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ・ド・ムランらの助言に従い、ギー王は和解を拒否する。この点から、騎士修道会が国王にとっての政治的アドバイザーの一員であったことが確認されるのである。このことがサラディンの脅威という状況下で軍事面と密接にからみついていたことは、ギー王が大半の貴族勢力の反対を押し切り、テンブル・聖ヨハネ両騎士修道会の助言に従ってハッティーン^⑩の戦に踏み切ったことから明白となる。以上より前期エルサレム王国において、騎士修道会は少なくとも軍事面のアドバイザーに加え、国王の

選出等、王国の重大事に関する政治的アドバイザーとなっていたことが確認でき、この段階でのライリー・スミスの見解は妥当であったことが確認される。

第二節 後期エルサレム王国…アドバイザーからの発展

ハッティーンの敗戦と第三回十字軍期の混乱は、キプロス国王を兼任していた国王アモリー二世の時代に収拾し始める。後世の歴史家達は、ハッティーンの敗戦の一因としてテンブル騎士修道会総長ジェラルルの行動があったことを挙げているが、コッラード、アンリ・ド・シャンパーニュやアモリー二世統治下でも引き続き国王のアドバイザー的役割を担っていた痕跡が見られる^⑪。また、後述するが、この時期には国王チャーターの副署人に騎士修道会関係者の名が例外的に見られる時期であり、王国の建て直しに積極的な役割を担っていたと思われるが、それがどれ程のものかは確認できない。

しかし、ジャン・ド・ブリエヌ統治下では騎士修道会の役割に一つの変化が見られる。一二三二年、ジャン王が娘イザベルと神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世との結婚に際し、教皇謁見のため渡欧する際、聖ヨハネ騎士修道会総長ガラン・ド・モンターニュ、テンブル騎士修道会総長フィリップ・デュ・プレシエが随行している^⑫。ここに、騎士修道会が国王の側近的役割を担っていたことが確認される。この背景には、ジャンと騎士修道会との密接な関係があり、それはジャン王のみに限定されていたと思われる。そもそも、ジャンの国王就任には騎士修道会が大きな役割を担っていた。アモリー二世が死去すると後を継いだキプロス国王ユーグ一世はエルサレム国王位の継承を主張し、「ロンバルトにいたエルサレム総大司教アルベルトゥス、全高位聖職者、全騎士、三つの家の者達（テンブル・聖ヨハネ・ドイツ騎士修道会）」^⑬を召集し、その国王承認を求める。しかし、騎士修道会の反対に遭い、その希望は叶えられず、結局はフランスよりブリエヌ伯ジャンが迎えられ国王位に就くのである^⑭。併せて仏王とテンブル騎士修道会の密接な関係を背景にすると、このことは理解され易い。

ジャンの渡欧とフリードリヒ二世のエルサレム王位宣言に続き、ロンバルディア戦争へと突入すると、騎士修道会の役割にも変化が見られる。一二三〇年、フリードリヒ二世はその代理人としてリカルド・フィランギエリを派遣し、当時ラテン・シリアでの最有力貴族であったベイルート伯ジャン・ディブランの所領を包囲し、ここに反皇帝派と親皇帝派の戦いが勃発する。この時、皇帝に対抗するためにジャン・ディブランを中心に形成されたのが、アッコン・コミュニンである。^⑭従来の研究では親皇帝派に聖ヨハネ騎士修道会が、反皇帝派にテンブル騎士修道会が属していたとされ、特にテンブル騎士修道会がアッコン・コミュニンに参加していたとされている。しかし、アッコン・コミュニンの参加者に関する年代記の記述には騎士修道会関係者の名は無く、その参加には疑問を呈さざるをえない。また、聖ヨハネ騎士修道会が親皇帝派であったとすることに関しても、少なくとも一二三六年の段階ではベイルート伯ジャン・ディブランの甥でカエサレア領主のジャンやテンブル騎士修道会と共にモンフォル包囲に参加していることから、親皇帝派であったとは考え難い。確かに、年代記史料中ではテンブル騎士修道会に関しては反皇帝派関係者と共に行動していることが多く、聖ヨハネ騎士修道会に関しては一二四〇年のヤッファ包囲に参加していたことから、従来の構図が生まれたのかもしれない。しかし、いずれにせよ確定要素が少なく、従来の図式でこの時期の騎士修道会の役割を捉えるのは単純すぎる。

この時代の騎士修道会の活動として、むしろ重要であるのは調停者としての役割であり、数回に渡って親皇帝派勢力と反皇帝派勢力の仲介を試みていることが史料上確認できる。^⑮そもそも騎士修道会の *raison d'être* の一つに聖地防衛があったことを考慮に入れるとこのことは理解され易い。つまり騎士修道会は、有力者との密接な関係を持つ反面、独立要素を併せ持つ団体であり、その聖地防衛の任務を遂行するために、臨機応変に状況に対応していったと考えられる。そのため、国王不在も重なり、王国の調停者の役割が騎士修道会に求められることになったのではなからうか。また、その背景のもう一つには騎士修道会の持つ宗教的側面もあったであろう。騎士修道会は、あくまでも教皇直属の修道会であり、教皇以外には如何なる者にも服さない、という前提があった。この前提は、完全に現実に適用されるものでは無からうが、

調停者としての役割を担う背景の一つと成り得る。国王不在期であり、しかも王国のバイイー達が一つに分かれて闘争しているという状況下で、調停者の役割を果たすべき存在としてエルサレム総大司教を始めとする高位聖職者が考えられるが、一三世紀になると何故か史料中に殆ど聖職者についての言及が見られなくなる。この点に関する考察は本稿の範囲を超えるので詳細な言及は避けるが、この事も、騎士修道会が調停者の役割を担った、あるいは担わざるをえなかった背景の一つであったと、考えられよう。

国王不在の状況が継続した末期エルサレム王国にも、依然として騎士修道会が調停者としての役割を担っていることが数例確認される。これらの例が、いずれもイタリア諸都市勢力間の闘争に関するものであることは興味深い。ただし、騎士修道会の調停者としての役割は、王国末期になっても、封建領主間の闘争に適用されるものではなかった。つまり、その調停者としての役割はあくまでも聖地防衛を目的としたものであり、決して王国の統治者たろうとしたものではなかったと考えられる。しかし、史料上、他の者・団体が調停者の役割を担っていた形跡は無く、王国末期には、騎士修道会が王国レヴェルでの唯一の調停者的存在であったと言いうことができる。

以上、前章と併せて本章を簡単にまとめてみたい。かつて、ライリー・スミスは従来の研究では否定的に言及されていた騎士修道会の政治的アドバイザーとしての役割を指摘しつつも、騎士修道会の役割にアドバイザー以上のものは見なかった。この見解は、一二世紀つまり、いわゆる前期エルサレム王国期には当てはまるものの、一三世紀に関しては疑問を残すものである。何故なら、一三世紀になると、騎士修道会が調停者の役割を担う例が少ないにしろ確認されるからである。この背景としては、国王不在、貴族層の闘争による王国内部の没落と混乱、騎士修道会の所領拡大に伴う軍事・経済面での発展や軍事的役割の延長上に発展していった外交面での権力の発揮等の様々なことが挙げられる。

ライリー・スミスは、アドバイザーという語に関して特に規定を設けていない。しかし、アドバイザーが他の有力者に

依存する存在であり、その役割が少なくとも他者の存在を前提条件とするのであれば、騎士修道会が単独で行った調停者としての役割は、アドバイザー以上のものと考えられ、従ってライリー・スミスの見解は不十分なものであると言えよう。しかし、騎士修道会の政治的権力の発展を過大評価しすぎてはならない。何故なら、騎士修道会は決して、所領問題や封建領主間の争いの解決、といった封建領主としての働きを国王に代わって行っていた形跡は見られないからである。

以上のことを抑えた上で、騎士修道会の政治的役割についてより明確な像を得るために、次章では王国レヴェル、つまり会議・集会に、視点を移し、その政治的側面での発展を考察したい。

- ① 本稿「はじめに」註一七参照。
- ② Riley-Smith, *The Knights*, pp. 106-197.
- ③ *ibid.*, pp. 147-159.
- ④ Willemi, Liv 12, Cap 7.; Eracles, Liv 12, Chap 7.; 橋口倫介「十字軍騎士団」五三頁。
- ⑤ *Regesta*, 105. このチャーターでは、ユークの名は最後に確認されるが、このことはテンプル騎士修道会が修道会としては認識されておらず、また王国にとってそれほど重要な団体でなかったことを示す。しかし、逆に考えれば、そのような団体の総長が国王会議に列席することは、国王ボードワン二世とユークの密接な関係を裏付けるものである。
- ⑥ *Regesta*, 105.
- ⑦ Gestes, Liv 1, 43.; Willemi, Liv 20, Cap 5.; Eracles, Liv 20, Chap 5.
- ⑧ 以下、ボードワン四世以降の国王位・摂政位を巡るギー・ド・リュシニヤンとトリポリ伯レーモン三世の争いについて、Willemi, Liv 22, Cap 1.-Liv 23, Cap 1.; Eracles, Liv 22, Chap 1.-Liv 23, Chap 44.; Gestes, Liv 1, 37.-44.; Annales A. 1180.-1187.; Annales B. 1180.-1187.; *La Continuation de Guillaume de Tyr (1184-1197)*, pub., Morgan, M. R., Paris, 1982, pp. 1-23. 等を用いた。また、八塚春兄「ギー・ド・リュジニヤンのクーデター」『史林』六二、一九七八年三三—六四頁、も参考にした。
- ⑨ Eracles, Liv 23, Chap 24-Chap 25. 他にギー王に助言した者として、ティール大司教ヨセフ・バリアン・ディブランやシドン領主ルノー・ド・シャティヨンの名が挙がっている。
- ⑩ Eracles, Liv 23, Chap 31.
- ⑪ Eracles, Liv 24, Chap 9. 等。
- ⑫ Eracles, Liv 25, Chap 19-20.; Annales, A. 1222.; Gestes, Liv 1, 180. 等。
- ⑬ Eracles, Liv 24, Chap 12. 'le patriarche Aubert, qui estoit Lombart, et tuit li prelat et li chevalier de la terre, et cil des treis maisons.'
- ⑭ Eracles, Liv 24, Chap 13.
- ⑮ ロンベルド王トマスと闘い、Philippe de Novare,

Memoires, ed., Kohler, C., Paris, 1913. を用いた。尚、フィリップ・ド・ノヴァラはキプロス王国の騎士であり、後に王国のバイイーとなった。

⑨ アッコ・コミュニオンはフリードリヒ二世とその代理人リカルドの勢力に対抗するために、反皇帝派筆頭であったイブラン家を中心に、アッコにあった聖アンデレ兄弟会を母体に結成された、反皇帝派団体である。その詳細に関しては、Praver, *Estates, Communities and the Constitution of the Latin Kingdom*, Jerusalem, 1966, pp. 13-27.; Riley-Smith, "The Assise", pp. 194-204.; 八塚春児「十字軍国家における『コミュニオン運動』」『史料』六四、一九八一年、一〇七—一五頁、等参照。

⑩ Erracles, Liv 26, Chap 28.

⑪ Gestes, Liv 2, 211.

第三章 エルサレム王国の会議・集会と騎士修道会

第一節 curia regis と騎士修道会

従来の研究では、国王主催の封建会議、オート・クール(Haute Court)への騎士修道会のオブザーバー参加が通説として扱われている^①。しかも、その時期についての考察・言及も為されないため、王国全期を通じて適応されてしまっているかの印象を与える。しかし、ジャン・ディブランの法書等のオート・クールへの参加者に関する項目には、騎士修道会の名は確認できず^②、騎士修道会がオート・クールに参加していたかどうかの再検討の必要性を感じさせる。そもそも、従来の研究に見られる「オート・クール」という表現は法書にしか見られない。そこで本稿では法書の描く国王会議の像と実

⑫ Gestes, Liv 2, 223.

⑬ Gestes, Liv 2, 123.; Gestes, Liv 2, 167.; Gestes, Liv 2, 211. 等。尚、騎士修道会に対する「調停者」という表現は、Praver, *Latin Kingdom*, p. 279.; Riley-Smith, *The Knights*, pp. 150-151. に用いられているが、前者は何を調停したかについては一切触れられておらず不明瞭であり、後者は聖ヨハネ騎士修道会とテンプル騎士修道会の間の争いに関する事例において用いられているのみである。

⑭ 最も大きな原因は、ムスリム勢力による拠点喪失のため、ラテン・シリアの聖職者は殆ど有名無実化していたことであろう。

⑮ 例えば、Regesta, 1298. ではヴェネチアとビサの(一二六一年)、Regesta, 1413. ではヴェネチアとマルセイユの(一二七七年)、また Erracles, Liv 29, Chap 33. ではティール領主とヴェネチアの(一二七七年)調停を行っている。

表4 curia regis

発給人と総数	副署人	聖職者	テンプル	聖ヨハネ	内容(所領)
ボードワン1世	12	9	0	0	10
ボードワン2世	24	16	1	1	22
フルク	21	17	0	0	21
ボードワン3世	69	41	25	7	49
アモーリー1世	39	22	5	4	31
ボードワン4世	31	7	3	0	28
ボードワン5世	2	0	0	0	2
ギー・ド・リュジニャン	15	5	5	5	11
コッラード・デル・モンフェラート	11	0	4	4	9
アンリ・ド・シャンパーニュ	12	0	1	2	12
アモーリー2世	9	0	0	0	8
マリア	1	0	0	0	1
ジャン・ド・ブリエンヌ	14	0	0	0	14
フリードリヒ2世	17	3	0	0	13
バリアン・ド・シドン (バイイー)	1	0	1	1	1
オド・ド・モンベリヤール (コンスタブル)	1	0	0	0	0
リカルド・フィランギエリ (バイイー)	1	0	0	0	0
アンリ (キプロス国王兼 dominus Hierosolymitani)	2	0	0	0	2
ジャン・ディブラン (コンスタブル・バイイー)	2	0	0	0	2
ユーク	3	0	1	0	2
バリアン・ダルスール (コンスタブル・バイイー)	1	0	0	0	1

表4～10は *Regesta*; *Regesta Add*; “Actes passés en 1271, 1274, et 1279 à l’Aise (Petit Arménie) et à Beyrouth par devant des notaries genois”, *AOL* tome 1.; *Le Cartulaire du Chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, pub par., G. Bresc-Bautier, Paris, 1984.; “Chartes de l’Abbaye de Notre-Dame de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *ROL*, tome 7.; *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’Abbaye de Notre Dame de Josaphat*, pub par, H. F. Delaborde, Paris, 1880.; “Chartes de Terre Sainte”, *ROL*, tome 11.; “Un diplôme inédit d’Amaury I, roi de Jérusalem, en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Seigneur”, *ROL*, tome 8. ; “Documents inédits concernant l’Orient latin et les croisades (XII^e-XIV^e siècle)”, *ROL*, tome 7.; “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *AOL*, tome 2.; “Inventaire de pièces de Terre Sainte de l’ordre de l’Hopital”, *ROL*, tome 3.; “Quatre titres des propriétés des Genoïs à Acre et à Tyr”, *AOL*, tome 2. より作成。

表5 貴族宮廷会議1：アンティオキア公領

副署人		聖職者	テンプル	聖ヨハネ
公	総数			
ボエモン1世（1099年-1111年）	1	1	0	0
タンクレード（1111年-1112年）	1	1	0	0
ルジャエーロ（1112年-1119年）	1	1	0	0
ボエモン2世（1126年-1130年）	2	2	0	0
レーモン1世（1136年-1149年）	8	4	5	0
ルノー（1153年-1160年）	4	0	0	0
ボエモン3世（1163年-1201年）	31	1	0	2
ボエモン4世（1201年-1216年）	10	1	0	1
リュバン（1216年-1219年）	8	2	0	0
ボエモン4世（復1219年-1233年）	5	3	0	0
ボエモン5世（1233年-1252年）	3	0	0	0
ボエモン6世（1252年-1275年）	5	0	0	0
ボエモン7世（1275年-1287年）	2	0	0	0

表6 貴族宮廷会議2：トリポリ伯領

副署人		聖職者	テンプル	聖ヨハネ
伯	総数			
ベルトラン（1109年-1112年）	3	1	0	0
ボンズ（1112年-1137年）	3	1	0	1
レーモン2世（1137年-1152年）	17	8	2	0
レーモン3世（1152年-1187年）	12	2	0	1
以後、トリポリ伯はアンティオキア公が兼任	2	0	1	1

表7 貴族宮廷会議3：ガリラヤ公領

副署人		聖職者	テンブル	聖ヨハネ
公	総数			
ジョスラン（1119年）	2	0	0	0
ゴートィエール（1164年-1170年）	7	3	0	0

表8 貴族宮廷会議4：ティベリアス

副署人		聖職者	テンブル	聖ヨハネ
領主	総数			
ギョーム・ド・ブーリ（1121年-1153年）	10	4	1	0
エルマンガルド（1154年）	1	0	0	0
ゴートィエール（1168年）	1	1	0	1

表9 貴族宮廷会議5：カエサレア

副署人		聖職者	テンブル	聖ヨハネ
領主	総数			
ゴートィエール（1131年-1146年）	6	4	2	2
ユーク（1160年-1166年）	7	0	0	0
ゴートィエール（1182年）	1	1	0	0
ジュリアーナ（1197年-1207年）	4	3	2	2
アデマール（1206年, 1213年）	2	0	0	0
ジャン・ラルマン（1249年-1255年）	4	1	0	1

表10 史料から確認する curiaregis と curiageneralis の開催回数

年代	curiaregis	curiageneralis
1099年-1187年	214	13
1188年-1259年	71	49
1260年-1291年	4	103

際の国王会議とを区別するために、文書史料に見られる *curia regis* という表現を、国王会議を表すものとして用い、騎士修道会に焦点を当てて *curia regis* の機能、参加者やその変遷について考察を進めたい。（随時表4参照）

先ず、前期には聖職者や修道院関係者の参加が顕著であるということが挙げられる。中でも、聖職者ではエルサレム総大司教を始め、カエサレア大司教、ナザレ司教や聖墳墓教会聖堂参事会長が、修道院関係者では主のテンプル修道会（Templ Domin）、シオン山修道会、タボール山修道会やヨセフ谷の聖母マリア修道会の関係者が顕著である。特にエルサレム総大司教は、エルサレム国王と連名でチャーターの発給人になる場合、国王よりも序列が上であった事もあり、王国初期には非常に政治的地位が高かったことが理解される。

しかし、ボードワン四世の治世よりその参加が激減し、例外的にギーの治世のみでその参加が見られる以外、*curia regis* への参加は皆無となる。この原因は、一つには国王と聖職者の頂点たるエルサレム総大司教とのパーソナルな関係に帰すことができる。つまり、ボードワン四世とエルサレム総大司教の対立であり、このことはボードワンと対立していたギーと総大司教エラクリウスの関係が密であった事と併せると明白であろう。^⑤

もう一つの理由は、王権の確立が考えられる。僅かな修道院を除いて、中世キリスト教世界にとってはほぼ完全な処女地に建国されたエルサレム王国にとって、最大の関心事は所領に関することであり、このことはその協議内容の殆どが、聖俗を問わず、所領に関することであったことから明らかである。^⑥ 王国初期においては、教会勢力にとっても、国王を中心とする世俗勢力にとっても、その所領の安定や支配領域の確立は共通の問題であった。王国初期では、後述するが、支配領域が曖昧であり、それが会議参加者の曖昧さを産み出したのではなからうか。やがて、各聖職者や世俗諸侯の支配領域が確立し、それに伴って政治面での聖俗の分離が進行し、その結果、アモーリー一世統治後期からボードワン四世統治前期に王権が確立していったと考えられよう。

次に、本稿の考察の中心である、騎士修道会の *curia regis* への参加について見てみたい。本稿第一・二章で確認した

騎士修道会の発展を併せて考えると、騎士修道会の *curia regis* への参加は自然であったと思われる。テンブル聖ヨハネ両騎士修道会の *curia regis* への参加は、早くもボードワン二世治世に見られ、ボードワン三世、アモーリー一世統治下では残存するチャーターの副署人リストの四割近くにその関係者の名を確認することができる。その参加時の協議内容は、主に教会や修道院に対する所領等の寄進に関するものであるが、この背景には、上記の様な、騎士修道会の発展とその役割の増大、国王との関係や、また、一一五〇年代に全ヨーロッパ的に見られるいわゆる「騎士修道会熱」^⑦があつたかもしれない。そして、ここに従来の研究者達は騎士修道会の *curia regis* へのオブザーバー参加を確認したのかもしれない。

しかし、ボードワン四世治世以降、例外的にギー、コッラード統治時を除いて、その *curia regis* への参加は皆無に等しくなる。このことは、上記の様に、王権の確立とそれに伴う教会聖職者や騎士修道会の住み分けともいえるものが確立したからであると考えられる。いずれにせよ、このことは、従来通説視されていた *curia regis* への騎士修道会のオブザーバー参加に対して、疑問を投げかけるものである。一二世紀半ばにこそ騎士修道会の *curia regis* への参加は確認されるものの、一二世紀にはそれが確認されず、従来の説を一二世紀のエルサレム王国に適用する事はできない。つまり、少なくとも一二世紀半ばの一時期を除いては、騎士修道会にとって *curia regis* はオブザーバー参加する場所ではなかった、と言えるのである。また、*curia regis* での協議内容は、殆どが所領に関するものであり、騎士修道会はこの点においては何らその権力を發揮する団体とはならなかったと判断される。

以上、*curia regis* と騎士修道会の関係に関する考察を行ったが、リシャル⑧やライリー・スミス⑨のように、騎士修道会の重要性はエルサレム王国よりむしろアンティオキア公領やトリポリ伯領を中心とする諸侯領内にあったと主張する研究者もいる。が、同じ調査を様々な諸侯領に関して行っても、同様の結果が導かれ、諸侯の宮廷会議も騎士修道会にとって政治的権力を發揮する場では無かったと考えられる。

それでは、騎士修道会は会議・集会といった場で「公的な」政治権力を持たなかったのであろうか。一方、従来の研究

者は、何故騎士修道会のオート・クールへのオブザーバー参加を暗黙の了解であるかの如く扱ってしまったのである。次節では、エルサレム王国の会議・集会を扱うに当たって、史料・研究についての諸問題を再確認したい。

第二節 エルサレム王国会議研究の問題点の確認

前節での検討より、騎士修道会が *curia regis* に参加していた痕跡は一二世紀半ばの一時期にしか見られず、一三世紀には参加していなかったことが確認された。それでは、何故騎士修道会のオブザーバー参加が通説となってしまったのか、その原因を考えてみたい。

ラ・モント以降、エルサレム王国の国王会議であるオート・クールが争点となるのは、そこにおける国王と貴族の関係を検討する場合のみであった。その際、利用される史料として先ず重点が置かれたのは、法書史料であった^⑩。特に、一三世紀半ばにラテン・シリアにおける最有力貴族であったヤッファ伯ジャン・ディブランによる法書はラ・モントの「純粹封建制論」を根拠付ける史料として扱われた。現在では、法書史料の信憑性は非常に低いことが一般の見解となっている^⑪。つまり、この段階でオート・クールは国王主催の封建家臣達の参加する会議である、という前提が設けられるのであり、この前提自体は、問題がないと思われる。

しかし、従来の研究が問題を含むと思われるのは、年代記史料の扱い方である。年代記史料中には、*consci & parliament* といった表現で会議が行われたことや、或いは状況から考えて明らかに何らかの会議・集会が催されたことが記されている。が、文書史料とは異なり、年代記史料はエピソードに重点を置いたため、各会議の性格を限定することは困難である。オート・クールの前提を国王主催の封建家臣の参加する会議としつつも、年代記史料に見られる会議・集会をその性格の検討をせずにオート・クールとして扱っている点に従来の研究の問題が存在するのである。このため、会議・集会

には参加しているが国王の封建家臣ではない要素（騎士修道会・聖職者等）はオブザーバーとして簡単に処理されたのでは無からうか。

前節では、史料をチャーター類の文書史料に限定し、*curia regis* の考察を行った。それでは、*curia regis* と判断され得なかった会議・集会は如何に考察すべきなのであろうか。ここで、ライリー・スミスが 'War-Council'（軍事会議）という表現を用い、オート・クール以外の会議の存在を明示したのは妥当であると思われる。^⑬しかし、ライリー・スミスに至っても、'War-Council' と称する会議の出所やその特徴・性格に関しては一切言及しておらず、唐突な感じを与える。また、ライリー・スミスの視点は軍事に置かれていたため、軍事に関する協議の場のみを史料から抽出して 'War-Council' という表現を用いたと考えられるが、これはオート・クール以外の会議・集会を考えるに当たっては一側面しかカバーし得ない概念である。

ここで、*curia regis* ではないと判断される会議・集会の特徴を幾つか列挙しておきたい。^⑭一つは、王国の緊急時に突如開催される点であり、それ故に王国にとって非常に重要な会合の場であると考えられることである。従って、原則的には非日常的なものであることを断っておきたい。もう一点は、開催者が限定できず、不特定に様々な有力者が参加する集会的なものである点である。本稿では、漠然かつ曖昧ではあるが、特にこの二つの特徴を充たすものの一つの同列の非日常的な会議・集会と考えたい。

ここで、本稿では、この会議・集会を扱うに当たって、ライリー・スミスの記す 'War-Council' と区別するために、文書史料中に見られる *curia generalis* という表現を用いて考察を行いたい。*curia generalis* という表現は、一一四八年のサラセン軍侵入への対応を協議する場合や、一二一七年に十字軍を率いてアッコに滞在していたハンガリー国王の下でムスリム勢力攻撃を協議する場合等で用いられており、いずれも上記の特徴を充たすものであるからである。「総会」とも訳されるべき *curia generalis* という表現の存在そのものが、*curia regis* 以外の集会が存在した根拠となり得るが、この表

現はあくまでもエルサレム王国の会議・集会について研究する上での本稿における暫定的な一つの「記号」に過ぎないことを断っておきたい。

それでは、次節において、年代記史料や文書史料から *curia generalis* と考えられる会議を摘出し、特に国王が不在であった一三世紀に焦点を当てて、その変遷を追うと共に、その騎士修道会との関係を中心に検討を行いたい。

第二節 *curia generalis* と騎士修道会

年代記史料からは、一〇九九年にゴドフロワが十字軍士達によって王国の統治者に選出された時点から、王国にとって *curia generalis* は王国の重大事を協議する場として非常に重要なものであった事が伺える。^⑦ この背景には、先述の様に、国王や聖俗の有力者の支配領域が曖昧であったため、王国初期において *curia generalis* は非常に馴染み易いものでもあった点が挙げられるであろう。一方、文書史料から確認される初の *curia generalis* は一二一〇年のもので、そこでは慣習の訂正についての協議が行われている。^⑧ これらの例から、王国成立直後には、有力者による集会は、王国の安定を目指すための会合の場であったと理解される。その後、*curia generalis* と判断される会議は史料からあまり確認されない。が、この理由は、*curia generalis* が機能しなかったためではなく、王国初期では、*curia regis* と *curia generalis* の境界が不明確であるため、それらの区別が困難だからである。

しかし、一一八〇年代のサラディンの王国攻撃という緊急時に *curia generalis* が多数開催されることが史料中に見られる。例えば、一一八四年、国王ボードワン四世はアッコンに全聖職者と全貴族を召集し、フランスに援軍を要請する件についての会議 (*un grant parlement*) を開いた。ここにはエルサレム総大司教、テンプル騎士修道会長アルノール・ド・トロージュや聖ヨハネ騎士修道会長ロジャールが参加していたことが確認できる。^⑨ また、一一八五年の *curia generalis* の例等、^⑩ 多数騎士修道会の参加が見られる会議が開催される。この時期には、軍事に関する会合が頻繁に行われ、ライリ

ー・スミスによる言及通り、騎士修道会の参加がその殆どに確認される。が、そこにおける騎士修道会の役割は確認できず、前章で見たように、恐らくは国王の軍事アドバイザー的存在であったと思われる。

ハッティーンの敗戦後、*curia generalis* そのものの、またそこにおける騎士修道会の役割に一つの発展が見られる。

一二〇八年、エルサレム国王兼キプロス国王アモリー二世が死去すると、その子ユーグはエルサレム総大司教アルベルトゥス、全聖職者、全騎士、テンブル・聖ヨハネ・ドイツ騎士修道会を召集し、そのエルサレム国王継承の承認を求めたが、騎士修道会等の反対に遭い、結局はジャンが国王に選出される。このことは、ハッティーンの敗戦後、ラテン・シリアに存在する国王候補が存在しなくなったことから、国王位を巡る協議が *curia generalis* で行われたことを示す事例であると共に、騎士修道会の権力の増大を裏付ける事例である。また、一二〇九年の *curia generalis* では、エジプトのスルタン、アーデル・アブー・バクル一世がアッコンへ休戦条約の提案を申し出たことに対して、テンブル騎士修道会の反対意見が採択されることになる。^② 一二一九年、第五回十字軍のエジプト侵攻時にも同様な事が見られ、*curia generalis* における騎士修道会の政治権限、少なくとも軍事面に加え、国王選出の面での権限が発展したと考えられる。この背景には、ハッティーンの戦い前後からの騎士修道会の軍事的重要性の増大や、特に騎士修道会とジャンとの密接な関係があったと思われる。

以後、その傾向が続くが、王国末期にモンゴル軍やバイバルスの王国侵入激化の中で、*curia generalis* での騎士修道会の役割に大きな転換が見られる。軍事・外交面では、例えば一二六三年の *curia generalis* において完全にテンブル、聖ヨハネ両騎士修道会の意見が優先されており、その発言権が増大したことが確認できる。また、繰り返しになるので詳細な言及は避けるが、一三世紀半ば以降、ムスリムとの条約についての討議の場が再三設けらることとなる。その場における騎士修道会の役割の発展は先に見た通りであり、騎士修道会の外交面での権力増大の跡が確認されるのである。

国王選択に関しても、その発展が見られる。一二五七年、キプロス国王ユーグがエルサレム王国摂政位に就く際、騎士

修道会の助力によるものであったことが、年代記史料より確認される。⑤ これまでも、例えばギーの即位やジャン・ド・ブリエンヌの即位の例のように、騎士修道会が国王位・摂政位の決定を左右する例が見られたが、常にエルサレム総大司教等の他勢力と歩調を合わせたものであった。しかし、一二五七年の例は騎士修道会単独でユーグを導入したものであり、騎士修道会がエルサレム王国の統治者を選択する強力な団体となっていたと考えられる。この背景としては、様々な点が考えられるが、中でも一二五〇年代以降のモンゴル軍のラテン・シリア侵入、⑥ 一二五三年以降続く有力貴族間の闘争等は大きな影響をもたらしたであろう。ここにおいても、ギーとコッラードの闘争期と同様、内外の重大事が騎士修道会の役割に変化をもたらすのである。そして、国王・摂政の選択という騎士修道会の役割は以後も続いていくのである。また、一二七七年、シチリア王シャルル・ダンジュはエルサレム国王を名乗り、その代理人としてルッジェーロ・サンスベリーノを派遣した時、ルッジェーロはテンプル騎士修道会の助力によってアッコンのバイイーと成り得たことが年代記史料に記されている。⑦ このルッジェーロの導入は、当時エルサレム国王であった兼キプロス国王ユーグ二世の追放と密接に関係している。この件に関して年代記史料の記すところによると、「一二七八年六月、エルサレム国王でありキプロス国王であるユーグ〔二世〕は、アッコンを離れ、統治権を放棄し、彼にはもはや〔エルサレム王国を〕統治する意志がないことを宣言する。そして次のような書簡を教皇に送る。テンプル騎士修道会や聖ヨハネ騎士修道会のためこれ以上聖地は統治できない、だからキプロスへ戻るのだ、と」⑧。その結果、翌年の「一二七九年、ユーグ王は三五〇人の騎士を従え、ティールにやってきて、アッコンの宗主権を回復しようと思った。しかし、彼〔ユーグ〕はそれを為しえなかった。なぜなら、テンプル騎士修道会総長ギョーム・ド・ボージョウが彼〔ユーグ〕に反対したためであった。だから国王はキプロスに戻り、リマソールにあったテンプル騎士修道会の修道院を攻撃し、キプロスの修道士達の所領を没収した」という事態が起る。騎士修道会がエルサレム王国の統治者としてキプロス国王ユーグよりシチリア王シャルルを選択した理由は定かではない。しかし、重要であるのは、先述の様に、騎士修道会が単独で国王を選択し、その実行が可能であった、と

いう現実である。

これらの例は、末期エルサレム王国の *curia generalis* において、騎士修道会がイニシアティブを握っていたことを端的に示すものであり、少なくとも一三世紀以降、*curia generalis*こそが騎士修道会の政治的権力発揮の場であったと考えられるのである。

第四節 *curia regis*と*curia generalis*

最後に、*curia regis*と*curia generalis*との関係について見てみたい。王国初期にはその境界は曖昧であった。特定の指導者も存在せず、偶発的に誕生したとも言えるエルサレム王国であったが、その初期には聖俗の有力者が一堂に会する集会所が協議の場であった。しかし、それは王権の確立と共に分化し、所領・特権承認等の内政に関することを事務的に処理する機能を持ち、主に国王の封建家臣が参加する *curia regis*と、軍事・外交や国王承認という王国の重大事を協議する機能を持ち聖俗を問わず王国の有力者が参加する *curia generalis*との境界が、一二世紀後半には明確となっていった。その結果、騎士修道会や聖職者が *curia regis*へ参加することは無くなっていった。

しかし、一三世紀になり国王不在という状況が、エルサレム王国の会議に変化を余儀なくさせた。言うまでもなく、*curia regis*が殆ど機能しなくなったことである。国王とその主催する会議という求心力の消滅は、王国の分化をもたらす結果となった。本論では触れることができなかったが、例えばアルスールの聖ヨハネ騎士修道会への一括売却等の重大な封土の売却に関しても、*curia regis*で協議・承認されることはなく、当事者同士の間で決定が為されることとなったのである^⑨。

上に確認したように、*curia regis*と*curia generalis*は、その協議内容が異なるため、直接関係のあるものではなかった。しかし、国王不在と *curia regis*の機能低下という状況下で、結果的にではあるが、唯一王国の求心力としての機能

を *curia generalis* が果たしたことは注目に値するであろう。一二世紀にエルサレム王国を覆う内憂外患は、*curia generalis* を王国唯一の協議機関にし、逆に言えば、*curia generalis* がエルサレム王国を一つの単位に為さしめる唯一のものであったと考えられる。この事は、日常的である苦の *curia regis* と、非日常的である苦の *curia generalis* の頻度を相対的に比較した数字にも端的に現れており（表10）、王国末期には、実質的に *curia generalis* が日常的な王国の会議になったとも言える。

本論で確認したように、騎士修道会は王国滅亡に近づくにつれ、*curia generalis* において国王選択や軍事・外交の決定における権限を増大させていった。このことから、エルサレム王国全体を視野においた場合、騎士修道会こそが聖地防衛国家としてのエルサレム王国を統治する団体であったと結論付けることができよう。

- ① 例えど、Riley-Smith, *The Knights*, pp. 148-150. 等参照。
- ② Jean d'Iblin, "Livre", in *RHC roi 1*, Chap 5.
- ③ 本稿では、問題が残るが、証書の発給＝*curia regis* の開催、と判断した。従って、*curia regis* を考察するに当たり、国王、或いは国王不在時にはそれに変わる役職の者（コンスタブル、セネシャル等）が発給人と確定できるチャーター類の文書史料を中心に、史料として用いた。
- ④ *Regesta*, 89; *Regesta*, 142. 等。
- ⑤ Willemi, Lib 22, Capit. Lib 23, Cap 1; Etacles, Liv 22, Chap 1-1iv 23, Chap 44; Gestes, Liv 1, 37-44; Annales, A. 1180. - 1187; Annales, B. 1180-1187. 等参照。
- ⑥ 他は殆ど全て特権の承認や確認に関するものである。
- ⑦ 「騎士修道会熱」に關しては、Nicolson, H., *Temples, Hospitallars and Teutonic Knights, Images of the Military Orders, 1128-1291*, Leicester, 1995. 等参照。
- ⑧ Richard, "Note sur l'archidiocèse d'Apamée et les conquêtes de Raimond Saint-Gilles en Syria du Nord", *Syria*, XXV, 1946-1948, pp. 102-108.
- ⑨ Riley-Smith, *The Knights*, pp. 17-197. によると、北方のアンティオキア公領、トリポリ伯領は、ムスリム軍やモンゴル軍の攻撃を受けやすく、従って騎士修道会の軍事活動の中心となり、その政治権力が時代と共に増大していった、としている。特に、聖ヨハネ騎士修道会に關しては、一二八〇年代にその本部をエルサレムからマルガトに移したことも、その背景に付け加えている。
- ⑩ 貴族宮廷會議に關しても、*curia regis* 同様、明らかに領主が発給人であるチャーター類の文書史料を分析材料とした。調査を行った諸侯領はアンティオキア公領（表5）、トリポリ伯領（表6）、ガリラヤ公領（表7）、ティベリアス（表8）、ヤッファ、カイファ、アスカロン、ラムラ、ティール、トロシ、アルスール、ベスサン、シドン、スカンダレオン、ジブレ、ミラベル、ベイルートであり *curia regis* と

ほぼ同様の結果、つまり騎士修道会の各会議への参加が二世紀半ばかりか或いは全く見られず、その政治的活動基盤ではないことが、が導かれた。唯一の例外はカエサレアであろうが(表9)、領主ジュリアーナの時代は聖職者・修道士の参加自体が例外的に多く、騎士修道会もその一つとして参加していたのみであろう。

- ⑪ 法書史料とその著者に関すること ⑫ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, pp. 121-144. 参照。
- ⑬ Jean d'Iblin, "Livre", in *RHC* vol. I, Chap. 5.
- ⑭ 特ニ Riley-Smith, *The Knights*, p. 106, ff. 宛、騎士修道会との 'War-Council' との関係については、騎士修道会が全つの 'War-Council' に参加した、と記されるのみで、その変遷や程度等については言及されていない。
- ⑮ オート・クール以外の会議では、'アッコンのブルジョワ' によるクル・デ・ブルジョワがあったが、性質の相違により、本稿では検討の対象外とする。
- ⑯ *Regesta*, 250.
- ⑰ *Regesta*, 901.
- ⑱ Willemi, Lib 9 Cap 1. -Cap 3; Eracles, Liv 9, Chap 1. -Chap 3. 参照。 ⑲ 18. *Regesta*, 89.
- ⑳ Eracles, Liv 25, Chap 1.
- ㉑ Eracles, Liv 25, Chap 8.
- ㉒ Eracles, Liv 25, Chap 25. , Chap 31., Chap 35.
- ㉓ Eracles, Liv 26, Chap 12., Chap 13.
- ㉔ Eracles, Liv 26, Chap 14., Liv 27, Chap 9. -Chap 11.
- ㉕ Gestes, Liv 3, 318. 'Et en l'an de l'Incarnasion de Crist MCC et LXIII, Bendocdar, quy estoit novyan soudan, manda messages a

Acres, a la crestienté, que il voloit changer les escalas cretiens qu'y tenoit por les escalas sarazins que Cretiens tenoient, et donner. Il Sarazins pour. I. Cretiens. Et sur sesce chose fuient au conseil Cretiens, et si lor sembla bien a faire amohne, mais le Temple et l'Ospital ne s'accorderent pas, [中略]; et pour ce ne se vostrent accorder a se. 結果として、バイバルスの提案は却下された。

- ¹²⁹ Annales, B, 1257.
¹³⁰ Jackson, P., "The Crists in the Holy Land in 1260", *English Historical Review*, XCV, 1980, pp. 481-513. 参照.
¹³¹ ヤッファを伯シヤン・ネイトラン・カヌスール伯シヤン・デイトラン
 の陣争ひ闘つた' Mayer, "Ibni versus Iblin: The Struggle for
 Regency of Jerusalem, 1253-1256", *PAPS*, CXXII, 1978, pp.
 25-57; -id., "John of Jaffa, His Opponents and His Fiefs", *PAPS*,
 CXXVIII, 1984, pp. 134-163. JEdbury, P., "The Iblin, Counts of
 Jaffa: A Previously Unknown Passage from the Liengages d'Outren-
 er", *English Historical Review*, LXXXIX, 1974, pp. 604-610; -id.,
 "John of Iblin's Title to the County of Jaffa and Ascalon", *English
 Historical Review*, XCVIII, 1983, pp. 115-133. 参照.
¹³² Eracles, Liv 28, Chap 33.
¹³³ Gestes, Liv 3, 396. 'Et en l'an de Crist MCCI.LXXVIII, au mois
 de gunet, le roy Hugue de Jerusalem et de Chipre se parti d'Acree et
 abondouna la seignorie, et ne vost que de luy i eüst nul gouver-
 nement, et manda lettre au pape comment il ne poiet plus gouver-
 ner la terre, por le Temple et l'Ospital, et s'en ala en Chipre.'
¹³⁴ Gestes, Liv 3, 401. 'En cel an (1279) vint a Sur le roy Hugue de
 Jerusalem et de Chipre, et amena o luy gent a cheveau et a pié,

cuydant recouvrer Acre, mais ne post riens faire, pource que le
maistre dou Temple li fu contrairet s'en tourna en Chipe. et fist
abatre la mayson dou Temple a Limeson, et aresta tous lor biens
en Chipe.
⑮ *Regesta*, 1302.; *Regesta*, 1313.; *Regesta Add.* 1313a.

おわりに

本稿では、エルサレム王国の維持・存続に関わった団体の一つとして、騎士修道会とエルサレム王国の権力構造、特に政治構造との関わりについての考察を、所領・特権・有力者との関係・会議といった視点から試みた。その結果をまとめると、以下のことが結論として導かれる。

一二世紀前半に設立されたテンプル騎士修道会、聖ヨハネ騎士修道会は一二三〇年代より急速にその所領を拡大させ、軍事・経済基盤を形成させていった。同時に、その聖地防衛の目的と軍事力増大は有力者、特に国王との密接な関係を産み出し、軍事・政治アドバイザーとしての役割を担うようになり、政治権力発展のバック・ボーンを築いていった。この事は、*curia regis* への参加という点にも表れている。一二六〇年代後半より、王国内で聖俗の分化が進むにつれ、騎士修道会の *curia regis* への参加は見られなくなるが、一方国王との個人的関係や *curia generalis* という場をその政治権力の基盤としていくのである。ハッティーンの前後の混乱は、王国における騎士修道会の軍事的・政治的役割の発展に大きく影響する。ジャンの渡欧と、フリードリヒ二世との闘争以降の軍事統率者としての国王不在の状況は、騎士修道会の条約締結権に起源を持つ外交面での権力や、調停者の役割としてその政治権力を増大させる。また、王国末期には、殆ど機能しなくなった *curia regis* に代わり *curia generalis* が重要な協議機関になるが、そこでイニシアティブを握っていた騎士修道会は、まさにエルサレム王国の統治団体的なものとなっていた。このことは、従来の研究の描く、特に一二三世紀のエルサレム王国の権力構造は不十分なものであったことを示すものである。

しかし、騎士修道会は王国レベルでの所領問題の処理や裁判権の行使といった機能は持たなかった。騎士修道会は、あくまでも聖地防衛国家としての「エルサレム王国領」の維持を目的としていたのであり、決して「王国」たるエルサレム王国の統治を目的とする団体はなかった。しかし、王国末期になると実質的に「エルサレム王国＝騎士修道会領」という構図が形成されたのである。ここに、エルサレム王国が維持・存続された原因が帰されようが、騎士修道会の果たした役割を考えると、それは「エルサレム王国」としてではなく「聖地防衛国家」としてであることを再度強調しておきたい。従来の見解は、騎士修道会の軍事面のみでの重要性を強調したがために、その政治的役割を決して正當に評価するものではなかった。確かに、王国全期を通して見ると、騎士修道会が政治的権力を発揮したのは僅かな期間であったかもしれない。しかし、王国末期において騎士修道会が統治者的存在であった、ということもエルサレム王国の一現実像であるのは明らかであろう。

本稿では、考察しきれなかったが、騎士修道会の発展の背景には西欧社会での思想面、物理的面で支援があるのは当然である。特に、思想面では、聖ベルナル以降、様々な教会関係者が騎士修道会に関係しており、その考察は騎士修道会研究にとってだけでなく、西欧中世史研究にとって様々な問題を提起してくれるであろうし、有益なものとなろう。このことは今後の課題としたい。

lingshi (令史), etc. From the latter half of the Former Han, these ranks changed; zushi and lingshi disappeared from the historical records, and instead yuan (掾) and shi (史) became predominant. In this paper, the author discusses the meaning of the above change by focusing on the characteristics of the yuan and shi ranks. The conclusion is as follows:

There were two ranking systems among the subordinates of the commandery and county. One, composed of the ranks yuan and shi, applied to those working within each commandery bureau and county office. The other, composed of the ranks zushi, syu (属), lingshi, sefu (嗇夫), etc., entitled the holder to an official stipend. The latter formed one part of the Han bureaucracy, and the appointment of these rank holders was regulated by the imperial institution. However, appointments to the ranks of yuan and shi were based on appraisals made at the commandery and county levels, essentially free from systematic regulation. Thus, the spread of yuan and shi ranks, based on independent assessments by each commandery and county, signifies the reorganization of the ranking of zhi (秩) and thus, the strengthening of commandery and county autonomy.

The Development of Military Orders in the Latin Kingdom of Jerusalem: Analysis of the *curia generalis*

by

SAKURAI Yasuto

Since J. L. Monte's work, the main concern of scholars of the Latin Kingdom of Jerusalem has been the relationship between its kings and feudal nobility. However, given conditions peculiar to Latin Syria, such as the threat of Muslims' military power, the lack of man-power, the absence of kings since 1222, etc., their studies are insufficient for the reconstruction of the actual power-structure of the Kingdom.

Therefore, the aim of this paper is to examine the development of the military orders, especially the Templars and Hospitallers. They retained the most stable

man-power in Latin Syria due to their vast possessions in Europe.

A re-examination of documents and chronicles will reveal that the military orders gradually expanded their possessions, acquired privileges, and assumed the role of arbitrator, resulting in their domination of the *curia generalis*. In the late thirteenth century, these factors made it possible for them to work as the actual rulers of the Kingdom.